

仕事とITの関係について考えてみた

早いもので、現在の法律事務所に入所して14年が経とうとしている。10年一昔と言うが、10年も経つと色々なものが様変わりする。新しくできた法律もあれば、改正された法律もある。弁護士になるための制度も変わったし、日本弁護士連合会主催の事務員研修もできた。本当に様々なものが変わったけれど、14年前と比べて最も大きく変わったのはITの普及だと思う。

法律事務所職員
伊藤 次彦

恐るべきPCの進化

私が入所した14年前には、事務局（当時は6名在籍していた）が扱えるPCは1台きりだった。書面を清書・作成するためのワープロ（懐かしい！）が2台あったが、事務員1人に1台という考え方はそもそも無かったように思う。もっとも、弁護士だってPCを持っている人は少数派だった。事務局が使えるPCは1台しかなかった。利息制限法の計算はそのPCでしかできなかった。もっともPCの利用は専ら利限計算のためにあったので、占領したところで誰も困らないのだが。

ところが今は、PCは1人1台が当たり前になっている。いや、PCがないと仕事ができないところまで来てと言っている。たかが10年ちょっとでものすごい変わりようである。

PCの性能だって恐ろしく進歩している。事務局が使えるPCが増えていった頃、それまでワープロで作成していたデータをどうやって引き継ぐか右往左往していたことが懐かしい。こんな事、今の若い人にはわからないだろうが、ワープロのFDとPCのFDでは規格が違っていたから、ワープロからPCへのデータの移行はそんなに簡単じゃなかった。ところが今や、FDが標準装備されているPCなんてどこにも売ってない。データはPC内のHDDに記録するか、USBメモリに記録するのが「普通」になった。そのUSBメモリにしたって、16Gなんて大容量のものが売られている。ちなみに、自分が初めて購入したノートPCのHDD容量は2Gである。

便利さの裏にひそむ危険

進化したのはPCだけじゃない。ITの進化も恐ろしい。判例だってITで検索できる。裁判所書式もITでDLだ。登記簿謄本も事務所にいながら申し込みができる。内容証明だって郵便局に行かずに出せちゃう。依頼者への送

金だってネットバンクで事務所から。ATMなんて時代遅れ？ 供託だってITだ。そういえば、供託書を作るためだけのプリンタ（ドットプリンタと呼んでいたけど正式名称は知らず）が置いてあった。ああ、懐かしい。

更に最近では、クラウドサービスというものが出てきて、どこにいても仕事ができる、余所の事務所の弁護士と気軽にデータ共有ができるようになっている。

こんなにもIT技術が進歩している中で、仕事の効率化はすこぶる向上しただろうけど、それを扱う側の意識は、果たしてどこまで向上しているだろうか。IT上でデータを共有するということの裏には、ITを通じて情報が漏れる可能性がつきまとう。PCをITに接続しなければデータは守られるが、それでは仕事ははかどらないだろう。

便利なものはどんどん受け入れ仕事に活用したいところだが、その裏にある危険にもしっかり目を向けて行かなくてはいけないと思う。が、その危険な部分には目が届きづらいのも世の常かもしれない。

PC教育・IT教育の必要性

そんなわけで、そろそろ、PCとIT利用に関するガイドラインのようなものが、弁護士・事務局それぞれに必要なんじゃないだろうか（もしかしただすでにあるのかもしれないが）。ネットワークとデータ共有のあり方や安全・安心なIT環境のすすめなど、日々仕事をしていく上でも教育しておいて損はない。むしろ、1事務所あたり弁護士・事務局2～3人くらいわかっている人がいた方がいい。

海外では電子訴訟が検討されているという噂も聞く。事案・事件も国際化していくことを考えると、電子訴訟に対応してませんかではすまない時代もくるかもしれない。手遅れにならないうちに、PC教育・IT教育をした方が良さかもしれませんね。